

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪府寝屋川市讃良西町6番23号

氏名 近畿電電輸送株式会社  
代表取締役 清水 和也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

京都府山城北保健所長 重見 博子



許可の年月日 令和 8 年 6 月 5 日

許可の有効年月日 令和 12 年 12 月 8 日

## 1. 事業の範囲

&lt;中間処理業（破碎）&gt;

①がれき類（廃コンクリート電柱に限る。）

以上1種類（特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

&lt;中間処理業（分離・破碎（破碎はガラスくずに限る。）&gt;

①廃プラスチック類（廃太陽光パネルに限る。）

②金属くず（廃太陽光パネルに限る。）

③ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃太陽光パネルに限る。）

以上3種類（これらのうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

&lt;中間処理業（破碎・溶融・発泡）&gt;

①ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくずに限る。）

以上1種類（これらのうち特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）

## 2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力（最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量）、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）

施設の種類	破碎施設	分離・破碎施設	破碎・溶融・発泡施設
設置場所	京都府八幡市岩田六ノ坪57番1		
設置年月日	平成27年12月3日	平成31年2月22日	令和6年8月6日
処理能力	87.6t/日（8時間）	4.8t/日（8時間）	0.4t/日（8時間）
許可（届出）年月日	平成28年9月28日 （変更許可）		
許可（届出）番号	8山北保環第11号の13 （変更許可）		

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年12月9日：当初許可

平成31年3月8日：変更許可（処理方法の追加：分離・破碎（破碎はガラスくずに限る。）、せん断）

令和2年11月24日：処理方法の削除：せん断

令和2年11月25日：変更許可（処理方法の追加：破碎・溶融・発泡）

令和3年5月6日：更新許可

令和6年8月6日：変更届（処理能力の変更：破碎・溶融・発泡）

令和8年6月5日：更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無